

情報科学を活用した地震調査研究
プロジェクト
(STAR-E プロジェクト)
募 集 要 項

令和3年3月
文部科学省研究開発局
地震・防災研究課

目次

I. 公募の内容	4
1. 目的	4
2. 応募対象者	4
3. 公募の対象	6
II. 実施方法	7
1. 事業実施体制	7
2. 公募から契約までのスケジュール	7
3. 公募説明会、提案書類の受付等	7
4. 審査	8
5. 採択	10
6. 研究課題の管理と評価	11
III. 計画の策定と提案書類の作成	12
1. 研究代表者・事務連絡担当者の指定	12
2. 参加表明の連絡	12
3. 提案書類の作成	12
IV. 委託契約	14
1. 委託契約の締結	14
2. 委託費の範囲及び積算等	15
3. 研究成果の取扱い	15
4. 所得資産の取扱い	16
V. 研究費の適正な執行について	17
1. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について	17
2. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について	17
3. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について	18
4. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について	18
5. 研究活動における不正行為に対する措置について	19
6. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	21
7. 不合理な重複・過度の集中に対する措置	21
8. 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況	23
9. 不正使用及び不正受給への対応	23
10. 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	25
11. 関係法令等に違反した場合の措置	25
12. 繰越について	25
13. 府省共通経費取扱区分表について	25
14. 費目間流用について	25
15. 年度末までの研究期間の確保について	26
16. 研究設備・機器の共用促進に係る事項	26
17. 博士課程学生の処遇の改善について	27
18. 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	28
19. プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	29
20. 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	29
21. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	30

22. 社会との対話・協働の推進について	31
23. 論文謝辞等における体系的番号の記載について	32
24. 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	32
25. e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について	32
26. e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	34
27. e-Rad からの内閣府への情報提供等について	35
28. 研究者情報の researchmap への登録について	35
29. 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について	35
30. 競争的研究費改革に関する記載事項	36
30. その他	36

I. 公募の内容

1. 目的

平成7年の阪神・淡路大震災を契機に設置された地震調査研究推進本部（以下、「地震本部」という。）では、地震防災対策特別措置法第7条第2項第3号に基づき「地震に関する基盤的調査観測計画」（平成9年8月策定）を定めて、高感度地震観測網（Hi-net）やGNSS連続観測システム（GEONET）など、陸域における観測網の整備が格段に進められ、ゆっくり滑りや深部低周波微動の発見といった、地震現象の理解を深める上で重要な貢献をしてきました。また、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震の発生により、海域における更なる観測の重要性が認識されたことから、現在日本海溝沿いや南海トラフ沿いにおいて海域における観測網の整備・運用が着実に進みつつあります。

このような中、令和元年5月に「地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策（第3期）―」（以下、「第3期総合基本施策」という。）が策定され、これまでも衛星データの活用など科学技術の進展に伴い様々な手法の開発に挑戦してきている地震調査研究分野において、近年のIoT、ビッグデータ、AI、データサイエンスといった情報科学に関する科学技術の著しい進展も踏まえ、従来の地震調査研究に加え、新たな科学技術を活用した地震調査研究への期待が示されたところです。また、国外の地震調査研究の動向に目を向けると、情報科学と地球科学の連携を推進するプログラムを推進している国・地域があるなどの例も見られ、今後より一層、情報科学分野と地震分野の連携促進が望まれるとともに、情報科学分野と地震分野の双方に通じた人材も重要になります。

このような背景を踏まえ、これまで蓄積してきた膨大な地震観測データ等を活用して新たな地震調査研究を推進するため、情報科学の知見と地震学の知見を組み合わせ、革新的創造的な調査研究を、情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト（STAR-Eプロジェクト¹、以下「本事業」とする。）として募集します。

2. 応募対象者

（ア）応募に必要な資格等

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人または被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 文部科学省の支出負担行為担当間等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

¹ STAR-E (Seismology TowArd Research innovation with data of Earthquake)プロジェクト

(イ) 応募対象者

研究課題を自ら実施する能力を有する、以下に示す国内の大学、研究機関、民間企業その他の機関に所属する者、またはこれらの機関に所属する者で構成する研究チーム（以下、「研究チーム」という。）とします。

- ・ 大学及び大学共同利用機関法人
- ・ 高等専門学校
- ・ 国公立試験研究機関
- ・ 独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、特殊法人及び認可法人
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ 公益社団法人又は公益財団法人
- ・ 民間企業（法人格を有する者）
- ・ 特定非営利活動促進法の認証を受けた特定非営利活動法人（NPO法人）
- ・ その他法人格を有する者

本事業への申請は代表機関の長（法人の長または担当理事、学部長（学科長）、研究所長等（ただしこの場合、契約代表権を有する者の許諾を得ていること。))を通じて行ってください。複数の機関に所属する者で構成する研究チームが応募する場合は、研究代表者が所属する1つの機関が代表機関となり、その他の機関は分担機関もしくは協力機関となります。

※なお、応募から研究課題終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究課題の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究課題の実施者となることを避けてください。

※委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産および負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

1) 研究代表者

研究課題全体を統括・実施する代表者。研究課題全体を効果的・効率的に運営するため、プロジェクトマネージャー等（後述）と連携しながら研究課題の進捗管理と研究課題の内部項目間の調整を行う等、事業全体を統括します。研究代表者は代表機関から選出してください。なお、本事業の研究代表者となるのは必ずしも地震学分野の研究者のみに限るものではありません。

2) 代表機関

研究代表者が所属する、本研究課題に対して代表する機関。代表機関に係る詳細は以下のとおりです。

- ・ 文部科学省と直接委託契約を締結します。
- ・ 文部科学省から直接の受託者として、一切の契約責任を有します。採択された研究課題を実施するとともに、運営管理、財産管理等の管理を行う機関であり、必要に応じて分担機

関との間において再委託契約を締結し、分担機関における取組の進捗状況及び取組に要する経費について管理・調整業務を行います。

・代表機関の所属員は、雇用関係のある研究者は業務参加者として、客員の教員・研究員や雇用関係のない学生等は業務協力者として、研究またはその業務の補助に従事します。

3) 分担機関（再委託機関）

・代表機関との間で再委託契約を締結して研究課題を分担します（研究提案書にどの部分をどの機関に再委託するのかを示してください）。

・分担機関の所属員は、雇用関係のある研究者は業務参加者として、客員の教員・研究員や雇用関係のない学生等は業務協力者として、研究またはその業務の補助に従事します。

このほか、協力機関（代表機関または分担機関との間で再委託契約は締結せず、研究課題の一部を実施する主体ではないが、旅費・謝金の支給を受け技術的助言や施設の提供等を行う機関）がある場合には、提案書類に示してください。

3. 公募の対象

(ア) 研究課題

本事業では、これまで蓄積してきた膨大な地震観測データ等を活用して、情報科学の知見と地震学の知見を組み合わせられる革新的、独創的な研究課題を対象とします。情報科学の知見と地震学の知見の融合を深化させる取り組みにより、地震メカニズムの解明、地震活動の予測、地震観測・解析手法の高度化、地震活動評価の進展等に繋がるものであることが期待されます。当該研究課題が、どのような情報科学の活用により、どのような研究体制で行われ、どのような革新的、独創的な目的や成果を目指して行うものであるかに留意して提案を行ってください。

(イ) 研究期間

令和3年度からの5年間以内の期間（最長令和7年度まで。2年、3年等の短期の研究期間の設定も可能です。）

(ウ) 研究経費、採択予定件数

1 研究課題あたり年間 5,000～30,000 千円程度（間接経費含まず）

（年間 30,000 千円程度：0～3 件程度、年間 5,000 千円～20,000 千円程度：0～3 件程度。

具体的な採択件数等は、提案された研究課題の内容、規模等を踏まえ審査委員会で決定します。）

Ⅱ. 実施方法

1. 事業実施体制

採択された研究課題については、代表機関と文部科学省が委託契約を締結し、文部科学省が配置するプロジェクトマネージャー（PM）、プロジェクトオフィサー（PO）、テクニカルアドバイザー（TA）のもと、研究課題を実施することになります。

競争的研究費の効果的・効率的な活用を図り、優れた成果を生み出していくため、PMが事業運営全般を統括し、PMと複数のPOが必要な指導・助言等を行います。さらに、TAは、より技術的な観点からの指導・助言等を行います。

2. 公募から契約までのスケジュール

本事業における募集から契約までのスケジュール（予定）の概略を以下に示します。

- ① 公募開始：令和3年3月22日（月曜日）
- ② 公募説明会：令和3年3月26日（金曜日）10:30～
- ③ 参加表明の連絡：令和3年4月15日頃まで（任意）
- ④ 公募締切：令和3年4月23日（金）17時必着
- ⑤ 書類審査・面接審査：令和3年4月下旬頃～5月上旬頃
- ⑥ 研究課題選定：令和3年5月中旬頃
- ⑦ 業務計画書の提出：選定後、速やかに
- ⑧ 契約締結：令和3年6月中旬頃

3. 公募説明会、提案書類の受付等

（1）公募説明会の開催

Web（Webex）による募集説明会を以下の通り開催いたします。

日時：令和3年3月26日（金曜日）10:30～

参加を希望される際は、3月25日（木）14時までに下記の参加申込みメールアドレスに、氏名、所属、メールアドレスを御記入の上、お申し込みください。当日のWeb情報は、参加者の皆さまへ後日ご案内いたします。なお、本説明会へ出席しなくても応募は可能です。

・参加申込みメールアドレス：jishin-pc@mext.go.jp

送付にあたって、メールの件名は「【出席登録】STAR-Eプロジェクト公募説明会の出席について」としていただくようお願いいたします。

（2）提案書類の受付等

研究課題の募集期間（提案書類受付期間）及び提案書類（別紙1）の提出先等は以下のと

おりです。提案書類の提出は、e-Radによる方法とし、提案書類は提案書類受付期間内に登録してください。（「V. 25～27 及び、別紙 8. 府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という）を利用した応募の流れを参照」

提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは一切認められません。

最終的に研究代表者の所属する機関の承認までが必要であり、e-Rad 上で機関から提出している状態になっているかを必ず確認してください。また、締切り間際は e-Rad の負荷が高く、応募に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生する場合がありますので、時間的余裕を十分にもって応募を完了してください。

1) 提案書類書式の入手方法

提案書類書式等、応募に必要な資料の入手について、下記のいずれかのサイトからダウンロードしてください。

・文部科学省ホームページ：

【URL】 https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/index.htm

・e-Rad ポータルサイト：

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/>

2) 提案書類受付期間

令和 3 年 3 月 22 日（月）～令和 3 年 4 月 23 日（金） 17：00（厳守）

3) 秘密の保持

提案書類は、提案者の利益の維持、個人情報保護等の観点から、審査以外の目的には使用しません。応募内容に関する秘密は厳守します。

詳しくは総務省のホームページ：

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/horei_kihon.html

を参照してください。

4. 審査

研究課題の採択に当たっては、外部有識者により構成される審査委員会において採択研究課題候補案を選定し、文部科学省が採択研究課題を決定します。

(1) 審査方法

審査委員会における審査は、外部からの影響を排除し、応募された研究課題に含まれるノウハウ等の情報管理を行う観点から非公開で行います。具体的には、応募された研究課題ごとに、様式不備の有無、対象とする研究分野及び事業の要件との合致性を確認するとともに、

以下に定める審査基準に基づいて、審査委員会による書類審査及びヒアリング審査を実施します。ヒアリング審査は、書類審査によって選考された研究課題のみ実施します。採択研究課題候補案はこれらの審査結果を踏まえ審査委員会における合議により選定します。また、ヒアリング審査までに、追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 審査基準及び配点

提案された研究課題は、以下の審査基準に基づき総合的に審査を行い、審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを総合評点とします。また、審査委員の半数以上が「0点」とする基本項目が1以上ある研究課題は、評点なし（採択不可）とします。なお、革新的、独創的な成果を得るために可能な範囲で多くの課題を採択すること等の観点から、総合評点と同程度の評点の場合、提案の必要経費が小さい提案課題を採択することがあります。

<基本項目>

(ア) 研究実施主体に関する項目（2点）

- ・ 研究課題を効果的に遂行するために必要な専門知識・技術等を有しているか
- ・ 研究課題管理を適切に遂行できる体制を有しているか

(イ) 研究目標・内容・計画に関する項目（4点）

- ・ 研究課題が事業の目的に合致した内容であるか。
- ・ 研究全体の目標設定・マイルストーンの設定は、事業の目的に照らして適切・妥当であるか
- ・ 研究手法等が事業の目的に照らして適切・妥当であるか
- ・ 経費の内訳、支出計画等は妥当であるか

<加点項目>

(ア) 情報科学の活用（20点）

- ・ 研究課題の遂行に当たり効果的に情報科学の専門知識・技術等を活用した提案となっているか。
- ・ 研究課題の遂行に当たり適切に情報科学の専門知識・技術等を活用することが実現可能な体制となっているか。
- ・ 研究代表者が情報科学の専門知識・技術等を理解し、地震分野への活用の重要性を認識しているか。

(イ) 地震分野への貢献（15点）

- ・ 研究課題を遂行することにより革新的・独創的な成果が得られ、地震分野の発展に資する知見となる研究であるか。

- ・ 地震防災対策への貢献が見込まれる研究であるか。

(ウ) 若手研究者の参画 (3点)

- ・ 研究代表者が 2021 年 4 月 1 日時点で博士号取得後 15 年以内であるか。
 - ※ 博士号取得後から 15 年以内に、出産・育児により研究に専念できない期間があった者については、2020 年 4 月 1 日時点で博士号取得後 20 年以内。
 - ※ 博士号取得後から 15 年以内に介護等にて研究に専念できない期間があった者については、15 年の条件に当該期間分 (最大 2 年) を加算した期間以内。

(エ) ワーク・ライフ・バランス等の取組

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法) に基づく認定 (えるぼし認定・プラチナえるぼし認定) 等
 - 認定段階 1 (労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。) = 1 点
 - 認定段階 2 (労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。) = 1.5 点
 - 認定段階 3 = 2 点
 - プラチナえるぼし認定 = 2.5 点
 - 行動計画策定済 (女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主 (常時雇用する労働者の数が 300 人以下のもの) に限る (計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ) = 0.5 点
- ・ 次世代育成支援対策推進法 (次世代法) に基づく認定 (くるみん認定企業・プラチナ認定企業)
 - 旧くるみん認定 (次世代法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 29 年厚生労働省令第 31 号) による改正前の認定基準又は同附則第 2 条第 3 項の規定による経過措置により認定) = 1 点
 - 新くるみん認定 (次世代法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 29 年厚生労働省令第 31 号) による改正後の認定基準により認定) = 1.2 点
 - プラチナくるみん認定 = 1.5 点
- ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律 (若者雇用促進法) に基づく認定
 - ユースエール認定 = 1 点
- ・ 上記に該当する認定等を有しない = 0 点

5. 採択

全ての提案について審査結果 (採択の可否) を通知します。審査の途中経過等についての

問い合わせは応じられません。採択に当たっては、研究目標、内容・手法、計画、実施体制等に関して、条件を付すことがあります。なお、課題の選定、実施に当たっては、予算の制約等の理由から、計画の修正を求めることがあります。

採択決定後、文部科学省ホームページへの掲載等により、採択された提案の概要等を公開します。

6. 研究課題の管理と評価

PM 及び PO が中心となって、研究課題の進捗状況を把握し、必要に応じ助言を行う等、適切な研究課題管理を実施します。さらに、研究課題の中間及び事後評価を実施します(※)。※実施期間が短い研究課題については、中間評価を行わない場合があります。

(1) 研究課題管理

全ての研究課題について、毎年度委託業務成果報告書等を提出していただきます。PM、PO、有識者等による研究進捗状況の確認を行います。なお、進捗状況により、計画の見直しや中止（早期終了）等を行うことがあります。

(2) 研究進捗会等への参加

本事業に関する研究進捗会、研究成果報告会その他の活動等への参画・発信等を行っていただく場合があります。

(3) 中間評価

各研究課題においては、中間評価を実施することがあります。中間評価結果を踏まえ、計画の見直しや中止（早期終了）等を行うことがあります。

(4) 事後評価

全ての研究課題は、研究期間終了前後の適切な時期に、事後評価を実施します。

Ⅲ. 計画の策定と提案書類の作成

1. 研究代表者・事務連絡担当者の指定

本事業に応募するにあたっては、研究代表者と事務連絡担当者（文部科学省との事務連絡を速やかに行うことができ、また、常に研究代表者と連絡をとることができる研究代表者と同一機関に所属する担当者）を指定してください。応募書類、審査、採択等の連絡は全てこの2名を通じて行います。なお、研究代表者が事務連絡担当者を兼ねることはできません。

2. 参加表明の連絡

あらかじめ競争参加者の数を把握しておくため、公募への参加を希望する場合は研究代表者が令和3年4月15日（木）頃までにE-mailにより参加表明を行ってください。様式は任意で、研究代表者名及びその時点の研究テーマ名を記載してください。

提出先は以下のとおりです。

文部科学省研究開発局地震・防災研究課 担当 中村、大野、大坪

電子メール：jishin-pc@mext.go.jp

電話：03-5253-4111（代）（内線 4135）

※応募予定状況を予めある程度把握しておくためのものですので、参加表明の連絡は公募参加への必須条件ではありません。

3. 提案書類の作成

（1）e-Rad を利用した提案書類の作成・提出等

本事業の提案書類の提出にあたっては府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。e-Rad の使用に当たってはV.25～27 をご参照ください。

（2）提案に当たっての注意事項

1) 提案に対する機関の承認

採択後に契約行為を伴いますので、提案しようとする研究代表者は、所属する研究機関（文部科学省と直接委託契約を締結する研究機関）の長及び事務連絡担当者の了承を取った上で提案書類を登録してください。

また、複数の研究機関が共同で研究を実施する場合には、参加する全ての研究機関の了承を取った上で登録してください。

2) 提案内容の調整

研究課題の選定、実施に当たっては、予算の制約等の理由から、計画の修正を求められることがあります。また、研究課題の実施に割り当てられる経費は、予算の成立（国会承認）を前提とし、予算状況により変わる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

3) 対象外となる提案について

以下に示す研究課題の提案は本事業の対象外となりますので審査の対象になりません。

- i) 単に既成の設備備品の購入を主目的とする提案
- ii) 他の経費で措置されるのがふさわしい設備備品等の調達に必要な経費を、本事業の直接経費により賄うことを意図している提案
- iii) その他、本事業の趣旨に沿わないことが明らかな提案

IV. 委託契約

1. 委託契約の締結

(1) 契約条件等

採択された研究課題については、予算の成立を前提に、文部科学省と研究代表者の所属する代表機関との間において、国の会計年度独立の原則に従い単年度ごとの委託契約を締結することになるとともに、科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領（平成19年2月制定、令和2年12月改正、別紙3）に基づいた委託契約を締結することとなります。契約を締結するに当たっては、その内容（経費の積算を含む。）が双方の合意に至らない場合は、採択された研究課題であっても取消しとなることがあります。

また、研究進捗状況等に関するPM、PO等の評価を踏まえ、年度途中での研究計画の見直し等による契約変更等を行うことがあります。

なお、国の契約は、契約書を締結したときに確定することとなるため、採択されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意してください。再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

[契約締結に当たり必要となる書類]

審査の結果、採択された場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要があります。採択後、改めて文部科学省から連絡しますので、速やかに提出できるように準備をお願いいたします。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知願います。

- ・業務計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・再委託に係る委託業務経費内訳
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・銀行口座情報 他

(2) 再委託契約について

契約を締結した代表機関が研究課題を実施するにあたって、参加機関に本委託契約の一部を委託する場合は、その機関との間において、再委託契約を締結するとともに、再委託契約に基づき再委託先における研究の進捗状況及び研究に要する経費について管理してください。

(3) その他

事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守してください。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項につい

て、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに文部科学省に届け出てください。

2. 委託費の範囲及び積算等

(1) 委託費の範囲

文部科学省が負担する研究に要する経費の範囲は、国内の大学、研究機関、企業等が行う研究に係る直接経費及び間接経費とします。間接経費は直接経費の 30%とします。

(2) 委託費の積算

研究に必要な経費を算出し、総額を計上してください。

その内容を提案書類の様式 1、様式 2、様式 3 及び様式 4 に記載してください。

(3) 委託費の支払い

委託費は、原則として当該年度の委託契約期間終了後に文部科学省が支払うものとします。ただし、文部科学省が必要と認める場合には、委託費の全部または一部を概算払いすることができます。

3. 研究成果の取扱い

(1) 委託業務成果報告書の提出

毎年度の研究成果をとりまとめた委託業務成果報告書を、委託業務の完了または廃止の日のいずれか早い日から起算して 61 日以内に、電子媒体で提出していただきます。電子媒体は、ファイル形式を PDF 形式とします。委託業務成果報告書は、文部科学省の図書館や本事業のホームページ等で公開されるほか、成果については地震調査研究推進本部の関連会議等で発表を求めることがあります。

(2) 知的財産権の帰属

研究を実施することにより取得した特許権や著作権等の知的財産権については、研究成果の取扱いについて我が国産業の活力の再生を速やかに実現する事を目的としている「産業技術力強化法」(平成 12 年法律第 44 号)における再委託先である各参加機関への特許権等の知的財産権の帰属については、あらかじめ代表機関と各参加機関の間で取り決めて、「別紙 1：企画提案書等記述要領の様式 2 実施体制について」中に記載してください。

- ・ 特許権、特許を受ける権利 (特許法)
- ・ 実用新案権、実用新案登録を受ける権利 (実用新案法)
- ・ 意匠権、意匠登録を受ける権利 (意匠法)
- ・ 著作権 (著作権法)
- ・ 回路配置利用権 (半導体集積回路の回路配置に関する法律)

- ・育成者権、品種登録を受ける権利（種苗法）
- ・コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律）

ただし、代表機関は、文部科学省が、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を許諾しなければならないこととします。

（3）成果の利用

委託業務の成果は原則公開することとします。また、事業の成果を利用（成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表等）できるのは、受託者及び再委託先に所属する職員であり、国内外にかかわらず請負先は利用できません。

4. 所得資産の取扱い

（1）所有権

委託業務の実施過程において取得した資産（設備備品及び文部科学省が指定する試作品。以下「設備備品等」という。）の所有権は、「額の確定」後、文部科学省に移転することとなります。次年度以降も継続して当該委託業務に使用を希望する場合は、別途、物品無償貸付申請書により、文部科学省の承認を得る必要があります。

なお、資産については、受託者が文部科学省との契約条項に従って善良な管理を行ってください。

（2）委託期間終了後の設備備品等の取扱い

委託期間終了後における設備備品等の取扱いについては、別途文部科学省との協議となります。

V. 研究費の適正な執行について

※現在、政府において「統合イノベーション戦略 2019」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの精度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

1. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）※ 1 の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めてください。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトを参照してください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

2. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の応募に当たり、代表機関（研究代表者が所属する機関）では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の応募は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、令和 3 年 4 月 23 日（金曜日）17 時までに、代表機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要となります。ただし、令和 2 年 4 月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。登録には通常 2 週間程度を要するので、十分注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトを参照してください。

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行ってください。

3. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）※1 を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトを参照してください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

4. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の応募に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出してください。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の応募は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づき、令和 3 年 4 月 23 日（金曜日）17 時まで、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されることが必要です。ただし、令和 2 年 4 月以降、別途の機会に研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません（この場合、令和 3 年度版のチェックリストを 9 月 30 日までに提出することが必要。）。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行うが、文部科学省から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイト

を参照してください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

5. 研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、ガイドラインを準用し以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、不正行為の悪質性等を考慮しつつ委託費の全部または一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等(以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度(以下「他府省関連の競争的資金制度」という。)の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者	特定不正行為の程度	応募制限期間(不正が認定された年度の翌年度から※)
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者	10年

	2. 特定不正行為があつた研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者またはこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、または行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、または行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあつた研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、または行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、または行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

※特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があつた場合、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結

果を公表することとされているので、各機関において適切に対応してください。

【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

6. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講してください。

提案した研究課題が採択された後、契約手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

以下を参考に確認書等を作成すること。

令和〇年〇月〇日

文部科学大臣 殿

(実施責任者が研究者でない場合) 〇〇大学長

(実施責任者が研究者の場合) 〇〇 〇〇

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本研究課題に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

7. 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金及び提案公募型研究資金(以下「競争的資金等」という。))が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人(国立研究開発法人含む。以下同じ。)の複数の競争的資金等が不

要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的資金等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指す(別紙4)。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)などを

通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

8. 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

9. 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※1} 資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者(共謀した研究者も含む。(以下「不正使用等を行った研究者」という。))や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2} に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要(不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度等において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(※1)「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題(継続課題)への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

(※2)「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間 ^{※3} (原則、補助金等を
-----------------------	---------	-----------------------------------

		返還した年度の翌年度から ^{※4)}	
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

(※3) 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知します。

- ・1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(※4) 補助金等を返還した当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii)不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要(制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、文部科学省において原則公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされているので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL を参照してください。

【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

1 0. 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等(※)において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度等」について、令和3年度以降に新たに公募を開始する制度も含む。なお、令和2年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度については、以下の URL を参照してください。

【URL】<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

1 1. 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

1 2. 繰越について

事業の進捗に伴い、研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画または設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

1 3. 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定しているため、経費の取扱については別紙2の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

現在、「統合イノベーション戦略 2019」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費から研究代表者の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)を支出することを可能としています。研究代表者の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)を支出する場合には、別紙5及び別紙6においても必要な要件や手続きの方法を定めているので、確認してください

1 4. 費目間流用について

費目間流用については、文部科学省の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の

50%以内としています。

1 5. 年度末までの研究期間の確保について

研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、本事業においては、以下のとおり対応しています。

- (1) 研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、文部科学省研究開発局においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 委託業務実績報告書の提出期限を4月10日とする。(ただし、当該期日が週休日または休日にあたる場合はその前日とする。)
- (3) 委託業務成果報告書の提出期限を5月31日とする。(ただし、当該期日が週休日または休日にあたる場合はその前日とする。)

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

1 6. 研究設備・機器の共用促進に係る事項

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」(平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会)においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」(平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」(以下、「機器共用システム」という。)を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

[科学技術・学術審議会先端研究基盤部会 (H27.11.25)]

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」

[競争的研究費改革に関する検討会 (H27.6.24)]

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○「競争的資金における使用ルール等の統一について」

[競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ (H29.4.20 改正)]

http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouruuru.pdf

○「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

1.7. 博士課程学生の処遇の改善について

第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程(後期)在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられており、各大学や研究開発法人における RA(リサーチ・アシスタント)等としての博士後期課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月 23 日総合科学技術・イノベーション会議)においては、「将来的に希望する博士後期課程学生が生活費相当額程度を受給できる」ことを目標とし、具体的施策の一つとして「競争的研究費や共同研究費における RA 等の適切な給与水準の確保の推進」が掲げられています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年 12 月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払ってください。また、本事業へ応募する際には、

上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請してください。

(留意点)

・生活費相当額の給与水準(年額 180～240 万円程度)について、第5期科学技術基本計画では生活費相当額として年額 180 万円が想定されていることと、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)の支給額を参考とし、生活に必要な額の範囲の目安として年額 180 万～240 万円としています。

・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度※の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

(※)競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられます。(令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分(40 万円以上 45 万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19 日～20 日)の勤務時間(7時間 45 分～8時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。)

・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて判断すること。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。

・学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

1.8. 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革 2019」(平成 31 年4月 23 日 文部科学省)や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」(令和2年3月 26 日 科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成 31 年2月 25 日 文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間

を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されています。

《個人申請の場合》

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、5年間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間(5年程度以上)の任期を確保するよう努めてください。

《機関申請の場合》

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、5年間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間(5年程度以上)の任期を確保するよう努めてください。

19. プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは別紙7を参照してください。

20. 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」(平成23年12月20日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

- ・申請書に、公的研究費により雇用する若手研究者に対する多様なキャリアパスを支援

する活動計画（以下「キャリア支援活動計画」という。）（例：機関が行う企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等への参加の推奨、異分野を含めた研究活動への主体的な参加の推奨など）を記載してください。キャリア支援活動計画は審査の際に確認します。

- ・若手研究者の能力開発に要する経費は、研究活動を支える基盤的な経費であるとの考え方にに基づき、上記の申請書に記載したキャリア支援活動計画に基づく若手研究者の活動の一部を、研究エフォートの中に含めることができます。
- ・中間評価や事後評価においては、上記のキャリア支援活動計画に基づく取組状況や若手研究者の任期終了後の進路状況を報告して頂きます。その内容はプラスの評価の対象とします。

また、評価に当たっては、研究活動の妨げにならないよう、若手研究者が公的研究機関（雇用主である機関以外の公的研究機関を含む）の取組（例：企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等）に参加する場合には、その取組を研究代表者が直接行うキャリア支援に代わる取組として、プラスの評価の対象とします。

2.1. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守すること。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の 2 つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要である。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されている。詳しくは下記を参照してください。

○ 経済産業省:安全保障貿易管理(全般)

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

○ 経済産業省:安全保障貿易ハンドブック

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

○ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

○ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jis_hukanri03.pdf

2.2. 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)(平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定)においては、本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費(競争的資金またはプロジェクト研究資金)の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年 1 月 22 日閣議決定)においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み、多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

(参考)「第5期科学技術基本計画」

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

2.3. 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment (謝辞)に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「【MEXT XXX Program】 Grant Number 9桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の9桁の体系的番号は、JPJ010217です。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

(1) 論文に関する事業が一つの場合 (体系的番号「JPJ123456」)

【英文】

This work was supported by 【MEXT XXXX Program】 Grant Number JPJ123456.

【和文】

本研究は、【文部科学省〇〇事業】 JPJ99123456 の助成を受けたものです。

(2) 論文に関する事業が複数 (二つ) の場合 (体系的番号「JPJ123456」「JPJ234567」)

【英文】

This work was supported by 【MEXT XXXX Program】 Grant Number JPJ123456 and 【MEXT YYYY Program】 Grant Number JPJ234567.

【和文】

本研究は、【文部科学省〇〇事業】 JPJ123456, 【文部科学省□□事業】 JPJ234567 の助成を受けたものです。

2.4. 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。

2.5. e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について

○府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス(応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development(科

学技術のための研究開発)の頭文字に、Electronic(電子)の頭文字を冠したものです。

○e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募は e-Rad を通じて行うこと。応募の流れについては、別紙8を参照してください。また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(i) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用にあたっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要です。

①研究機関の登録

応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要です。

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決め、e-Rad ポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請してください。登録までに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②研究者情報の登録

研究機関は所属する研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを発行することが必要です。

研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

(ii) e-Rad での応募申請

研究者による e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

< 注意事項 >

①応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 10MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、ファイルを分割して送付してください。

②作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能です。e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。また、PC で利用できる PDF 変換ソフトのダウンロードも可能です。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではないが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。

③提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」または「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してく

ださい。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、文部科学省研究開発局地震・防災研究課 03-6734-4135(内線 4135)まで連絡してください。

(iii)その他

応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないこと。)応募書類の差し替えは認めません。また、応募書類は返却しません。

○その他

(i) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(ii) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは、文部科学省研究開発局地震・防災研究課 03-6734-4135 にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

制度・事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	VI. 2. ②. 1)のとおり	VI. 2. ②. 1)のとおり
e-Rad の操作方法に関する問合せ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877(ナビダイヤル) 午前 9:00～午後 6:00※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く

○ e-Rad ポータルサイト:<http://www.e-rad.go.jp/>

(iii) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめ告知します。

2.6. e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報(研究課題名、所属研究機関名、予算額

及び実施期間)については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取り扱います。

2.7. e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年 1 月閣議決定)においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Rad への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

2.8. 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>)は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されているので、本事業実施者は、researchmap に登録するよう、協力をお願いします。

2.9. 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について

「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」(令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度」を創設した。本制度は民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定

の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的としています。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページより確認できる。ぜひ活用してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

(参考)「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」

【URL】

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu22/houkoku/1422095_00001.htm

30. 競争的研究費改革に関する記載事項

現在、政府において、「統合イノベーション戦略 2019」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

30. その他

- ・事業実施に当たっては、契約書及び企画提案書等を遵守してください。
- ・その他、この公募要領及び委託契約事務処理要領に記載されていない事項または疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜適切に協議するものとします。